

平成24年(行ウ)第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

意見書

平成24年7月26日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

(主任) 被告訴訟代理人 弁護士 駒井重忠

同 弁護士 西川弘康

原告らは、被告に無断で、被告側が提出する準備書面及び書証等をホームページ上に公開している。

しかるに、民事訴訟における公開原則は、一般第三者に訴訟の審理・裁判の傍聴を認めることによってその充実と公正さを担保させるものである。また、何人も裁判所書記官に対し訴訟記録の閲覧を請求することができるが、訴訟記録の謄写、正本・謄本・抄本の交付の請求は当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られる（民事訴訟法91条1項、同条3項）。従って、民事訴訟における公開原則は、不特定多数の者が自由に閲覧謄写できるホームページ上での訴訟書類の一般公開を直ちに許容するものではない。

原告らに対し、被告の同意なく被告が提出する準備書面、書証その他の訴訟書類をホームページ上に公開することを直ちに中止するよう求める。また、すでに原告らが公開した被告の本件訴訟書類についても直ちにホームページから削除されたい。

以上

鳥取ループ 同和行政の奥深くを追求します。

- [Home](#)
- [コメントについて](#)
- [PGP公開鍵](#)
- [RSS](#)

鳥取地裁第3回口頭弁論

鳥取市下味野地区の固定資産税の減免要件の公開を求め鳥取市を提訴した件、7月20日に第3回口頭弁論が行われました。今日は傍聴席が静かで、市の職員が3人来られてました。

いつも通り、提出した書面についての確認がありまして、今後のやりとりについて裁判官から説明がありました。

今回は原告から市に対して、下味野に小集落改良事業の書面を出すように文書提出命令申立書を出しているので、これについて7月27日までに市が意見書を出すことになります。そして、市から釈明を求められるなど、原告から反論する必要がある場合は、次回期日までに原告からさらに書面を提出します。その後、裁判所が実際に市に対して文書の提出を命ずるか判断することになります。

さらに、今回原告が提出している準備書面に対する反論を、市が9月14日までに出します。これに対して原告が再反論するのは、次回期日以降になります。

次回口頭弁論期日は、9月26日(水) 11時 です。

ところで、同日に以下の住民監査請求書を鳥取市監査委員事務局に提出してきました。

[鳥取市職員措置請求書-H24-7-20.pdf](#)

これは明治4年太政官布告、いわゆる「解放令」を根拠に、同和減免は無効だと主張して徴収を求めるものです。明治初期の太政官布告も法律として有効だという最高裁判例もありますし、地方自治法により税の徴収を求めるように住民監査請求を出すことは可能なので、この住民監査請求は適法なはずです。

現在、日本国憲法の下で裁判などで有効とされた最古の法律は明治6年太政官布告「絞罪器械図式」だそうで、解放令が法律として有効と判断されたら、2年ほど記録を更新することになります。

しかし、住民監査請求というのは99%棄却されるようです。

2012年7月21日・カテゴリー 訴訟

[コメント\(0\)](#)

大阪市都島区長就任予定の田畠龍生氏の問題論文

毎日新聞が、7月7日に「大阪市:同和地区明記、HP公表 区長公募論文、指摘で □ツイート 削除」と報じています。

大阪市の区長公募で都島区長に就任予定の元コンサルタント、田畠龍生(りゆうせい)氏(37)が応募時に提出した論文に、都島区とは別の区の地域が同和地区だと の記述があり、区長内定者の論文を市のホームページ(HP)上に掲載していた同 市が外部の指摘を受けて5日に削除していたことが分かった。

で、その削除された論文というのがこちらです。

東淀川区長 公募論文 田畠龍生

- 東淀川区は日の出、飛鳥、西中島という同和地区と呼ばれる地域が3つ隣接するエリアを有しているが、これらは新大阪駅に隣接しているエリアであるにも関わらず開発が進んでいない状態であるため、未だに暗い印象を拭いきれていないこと

課題②の項で述べたように、東淀川区西郷は、新大阪に隣接する一等地であるにも関わらず、都市開発が進んでいない。実際、未利用地や築年数が30年を超える市営住宅などは、中島(飛鳥)・淡路(日の出)といった同和地区と呼ばれるエリアに集中している。また、契約賃貸局の未利用地データから算出した未利用地の平均単価も、24区平均を下回っている状況である。

尚、日の出、飛鳥という同和地区と呼ばれる地域に付随している“暗いイメージ”に関しては、前節で述べたエリア開発案により大幅に改善が見込めると考える。

現在、大阪市のサイトに掲載されているのはこれを修正した後のものです。

修正前の論文を読んでみたのですが、確かに問題ですね。

- 東淀川区は日の出、飛鳥、西中島という同和地区と呼ばれる地域が3つ隣接するエリアを有しているが(2ページ目)
- 実際、未利用地や築年数が30年を超える市営住宅などは、中島(飛鳥)・淡路(日の出)といった同和地区と呼ばれるエリアに集中している(4ページ目)
- 尚、日の出、飛鳥という同和地区と呼ばれる地域に付随している“暗いイメージ”に関しては前節で述べたエリア開発案により大幅に改善が見込めると考える(5ページ目)

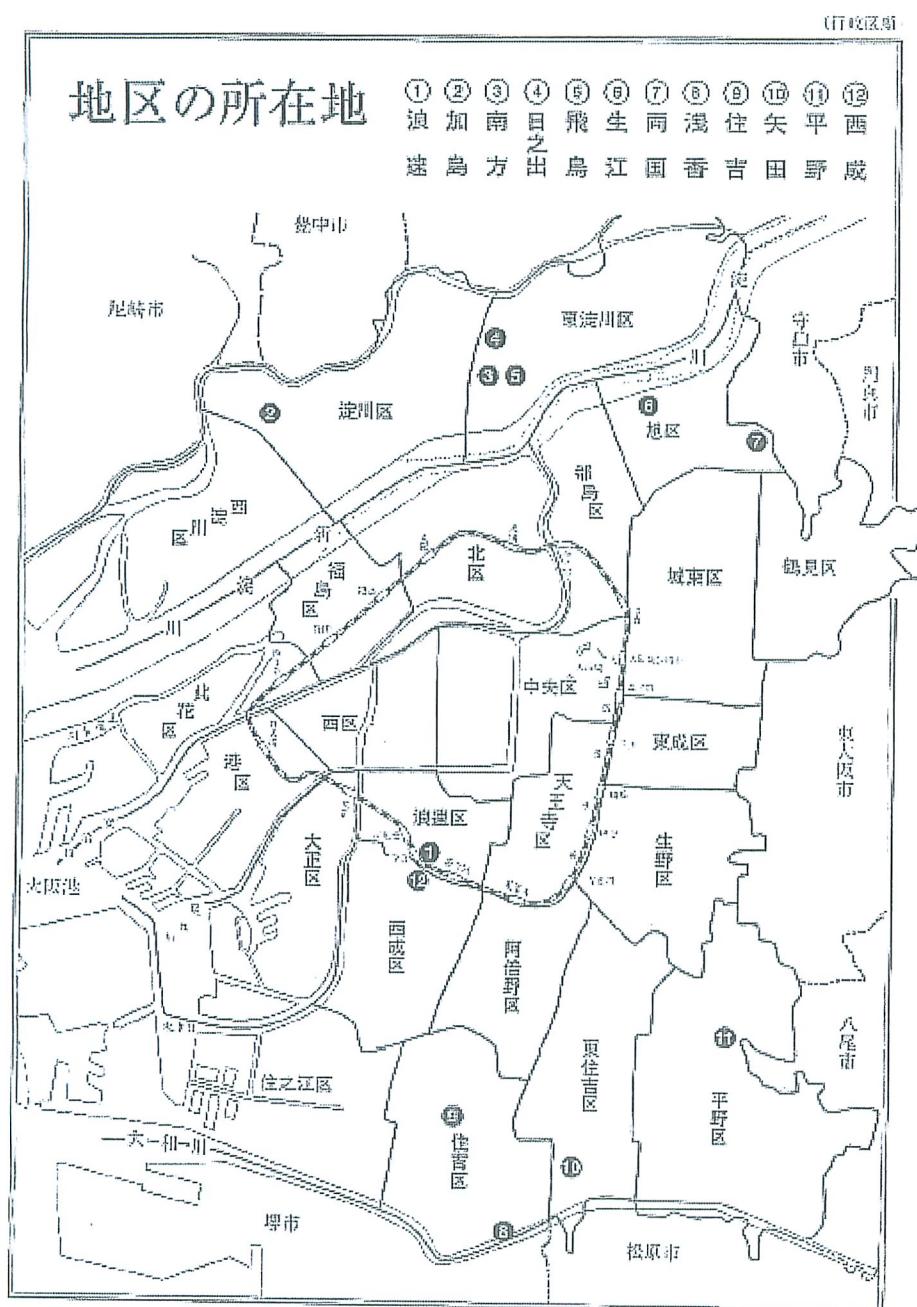
予想以上に同和地区、同和地区と連呼しているあたりに何とも味わいがあります。しかし、問題なのは同和地区でないところを同和地区としている事実の誤りや、地名表記の間違いがあるところです。

なお、作家の塩見鮮一郎氏も神奈川県小田原市で同じような間違いを犯しまして、詳しくは今月号の同和と在日で記事にしております。(追記:塩見氏の場合は地元の解放同盟から「部落ではない」と指摘されたのですが、実は塩見氏の方が正しい余地が残されております)

それにしても、中田宏・前横浜市長、千代松大耕・泉佐野市長だけでなく、飛鳥地区に住んでいた橋下市長も論文に目を通したというのに、気付かなかったというのが驚きです。本当に読んだのでしょうか？ あるいはわざとなのかも知れません。

大阪市の同和地区に関しては、部落解放同盟の事業サイドである大阪市人権協会から、以下の詳細な解説が出版されているので、これを読んでしっかりと勉強していただきたいものです。拙著「大阪同和大帝国」もお勧めです。

/// 大阪市内同和地区の概況 ///



50年のあゆみ.pdf

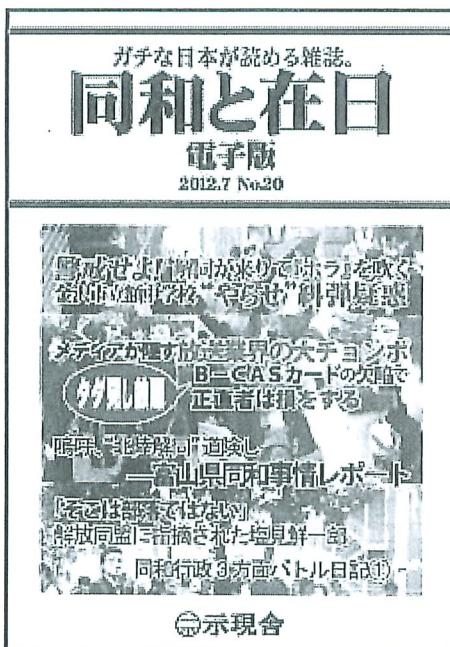
2012年7月16日・カテゴリー 同和と人権に関わる人々

コメント(17)

「同和と在日」電子版2012年7月号発売

「同和と在日」電子版2012年7月号発売しました

ツイート



お買い求めはこちらから。

示現舎電子書籍ショップ

<http://atamaga.jp/dz20>

ブクログのパバー

<http://p.booklog.jp/book/53660>

Android版

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.atamaga.dz20>

平和な学校に同和が押し寄せた！カモにされた免疫なき自治体・金沢市からの衝撃のレポート。

視聴料を払うのが馬鹿らしくなる、B-CASタダ見問題。メディアが隠す欠陥と怠慢を最も詳しく、分かりやすく解説する。

かつて言葉狩りに加勢した塩見鮮一郎。著書で部落探訪をやつたら、解放同盟に「そこは部落ではない」と突っ込まれた。

他

目次

- リベラルな電波グラビア館
- プロ市民の聖地、宮下公園にアノニマスが集結
- 警戒せよ！解同が来りて『ホラ』を吹く金沢市立額中学校“やらせ”糾弾疑惑
- プロローグ「免疫なき自治体を襲う同和の触手」
- 狙われた金沢市立額中学校
- 関西地方には同和地区がないとでも？
- 木曽三川を東に越えれば同和は「童話」になる論理
- 責任者不在の糾弾会、誰に聞いたらいいのか？
- 逆ギレする北陸事務所担当者と謎の密告ルート
- 「生徒の記憶を優先する！」差別ありきの糾弾会
- “生徒がつなげている”作られた差別発言
- 指定地区なき同和対策という不思議
- 「はい喜んで！」見事なカモられっぷり金沢市
- 「94年のワナ」にまんまとハマったモデル市!?
- 沈黙する関係者たち

- ・金沢市の稀に見ぬ爆笑珍回答
- 嗚呼、“北陸解同”道陥し—富山県同和事情レポート
- ・富山の解放運動は融和団体が強かった!?
- ・富山県の賢明な判断
- ・拍子抜け? まともすぎる県と市の対応
- ・絶版騒動『近現代日本の買売春』の著者も参加する富山解放連
- ・脱力感満々、謎の人権コミュニティセンター
- メディアが隠す放送業界の大チョンボタダ見し放題B-CASカードの欠陥で正直者は損をする
- ・膨大なデータを家庭に届けるデジタル放送
- ・B-CASカードが必要なワケ
- ・B-CASカードは何をやっているのか
- ・B-CASカードはどこまで解析されたのか
- ・B-CASカードの真の欠陥とは何だったのか
- ・B-CASカードは受信機と一体?
- ・“見せしめ逮捕”以外に対策はあるのか
- 著書に部落名を書いたら「そこは部落ではない」と解放同盟に指摘された塩見鮮一郎
- 同和行政3方面バトル日記①
- ・舞台は大津地裁から大阪高裁へ
- ・泥沼へと突き進むか? 容赦無き鳥取バトル
- ・二兎追うものは一兎をも得ず 大阪市同和地区マップと人権擁護局

2012年7月15日 · カテゴリー 示現舎

コメント(0)

鳥取地裁に提出した、同和地区の場所が積極的に公開されていた証拠資料

鳥取市下味野地区の固定資産税の減免要件の公開を求め鳥取市を提訴した件、7月20日10時30分の口頭弁論に向けて書面を提出しました。

原告第1準備書面・証拠説明書.pdf
文書提出命令申立書.pdf

提出した証拠書類はこちらにあります。

原告の主張は、一言で言ってしまえば、「下味野同和地区があるということは誰も隠している様子がない」ということです。鳥取県公文書館で地元の部落史を誰でも見られるようになっています。

文書提出命令申立書を提出したのは、地元に石碑があり、公知となっている下味野の小集落改良事業関係の文書を提出してもらうためです。これは同和対策事業として行われたものなので、事業の内容が分かれれば、1つの同和対策事業の区域が判明するということになります。もし、文書が提出されなければ、いずれ提出しない理由を答えなければならなくなるので、少なくとも小集落改良事業は同和対策事業だったということを認めなくてはいけなくなるという仕組みです。

そして、一番の見所は1977年12月の「部落解放」です。この号は鳥取特集のため、鳥取の部落マニアなら必見の号です。もちろん国立国会図書館で公開されています。

当時、美和小学校で行われていた教育の内容が、学校名地名の実名入りで生々しく書かれております。こんな具合でした。

- 児童 同和地区の人はあまりいい職業についていない。
児童 地区外の人たちはいい銀行とか大きな銀行についている。
児童 同和地区の人は日雇労働の人がいちばん多い
教師 日雇労働が50%に近いな、一番少いのは?
児童 公務員です。
教師 公務員というのは市役所や県庁、学校の先生たちです。
児童 これでは憲法に違反しています。
教師 こんな差別を受けていたのが美和の校区にもあるだろうかな。S君どうだ?
児童 あると思います(少しの間立ったまま)
児童 (次々に「あると思う」「ほとんどあると思う」と挙手)
教師 堂々と言える人(まず四人十一人十二人)
児童 美和では下味野と倭文東で昔から差別されてきた村です。
教師 このことをはっきり知つたひと?
児童 挙手十数名。(内、地区外の児童三名のみ)
教師 Mさん、今言った時の気持どうだった?
児童 ちょっと言いにくいなと。
教師 その言いにくいことをはっきりと言えるように。
児童 何んで部落差別が...

このように、当時は同和地区の場所が隠されるどころか「その言いにくいことをはっきりと言えるように」と同和地区の場所を言うことが推奨されています。正確に言えば、言うことが強制されました。それが、同和事業が終わった今は正反対に「言わないこと」が強制されているわけです。

学校で何が行われているかは外部からは見えないので、当時を知っているのは当時児童だった世代(現在の30~40代)と、教育関係者くらいでしょう。それでも、こうして記録は残っているわけです。

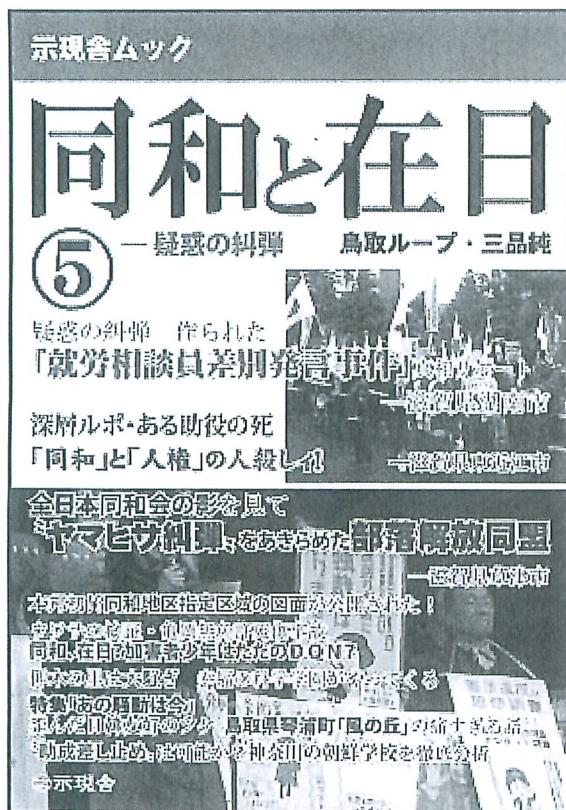
そもそも「自由に任せよう」という発想がなく、いつの時代も「強制」なのは、自分の考えに合わないことを他人が考えていることが気に入らないから、他人の考えも自分のコントロール下に置きたいという度量の狭さが人権教育者を標榜する人たちにはあるのではないかと思います。

2012年7月05日・カテゴリー 証証

コメント(2)

同和と在日5—疑惑の糾弾 予約受付開始しました

電子雑誌「同和と在日」の書籍版第5弾、「同和と在日5—疑惑の糾弾」の予約を開始しました。



アマゾンでのご予約はこちらから

今回はまさに「糾弾」がテーマです。21世紀になっても未だに行われている差別糾弾。その裏側を現場から生々しくレポートしています。

目次

- ・リベラルな電波グラビア館
- ・疑惑の糾弾 作られた「就労相談員差別発言事件」真相リポート
—滋賀県湖南市
- ・深層ルポ・ある助役の死 「同和」と「人権」の人殺し！
—滋賀県東近江市
- ・鳥取市同和対策減免対象地域 非公開の理由
- ・全日本同和会の影を見て“ヤマヒサ糾弾”をあきらめた部落解放同盟
—滋賀県草津市
- ・ワイド特集 人権擁護法案 クライマックスシリーズ5回戦
- ・声に出て読みたい「同和と在日」文献の旅
- ・「同和とキリスト教」差別者という十字架を負わされた聖職者たち
- ・仙谷由人に献金していた「同和フィクサー」と呼ばれた男
- ・ウワサの検証・亀岡無免許死傷事故
- 同和、在日？ 加害者少年はただのDQN？
- ・大川一族総出で講話する「幸福の科学学園」のイヤ～な中身
- ・仰木の里は大騒ぎ幸福の科学学園がやってくる
- ・特集「あの騒動は今」
- ・緊急レポート“強盗国家”韓国を許すな
- 狙われた敦賀市・常宮(じょうぐう)神社の国宝「新羅鐘(しらぎのかね)」
民間の文化財も韓国人が奪いに来る！
- ・“助成差し止め”は可能か？ 神奈川の朝鮮学校を徹底分析
- ・滋賀県同和行政バトル日記⑭ 2012年5月

身に覚えのない差別発言で退職に追い込まれた隣保館員

「お前をボロチョンにしてやる!」人権政策課に鳴り響いた怒声…そして、助役の自殺を巡る西沢久夫・東近江市長と“同和のドン”との法廷バトル

「同和会に駆け込んだんやんけ、もう出て来ないがな。首に縄つけて引っ張つてくることも出来んでしょう」…困惑する解放同盟

滋賀県を舞台に3つの糾弾の疑惑を、徹底した現地取材、実名報道で追います。

さらに幸福の科学学園、朝鮮学校という2つのテーマの取材を通して、宗教と政治と学校の問題に深く斬り込みます。

2012年6月30日・カテゴリー [示現舎](#)

[コメント\(0\)](#)

鳥取地裁第2回口頭弁論

鳥取市下味野地区の固定資産税の減免要件の公開を求め鳥取市を提訴した件、6月8日に第2回口頭弁論が行われました。鳥取市から提出されている書面は[こちら](#)です。

[鳥取市-第1準備書面-H24-6-6.pdf](#)

[乙1-4号証.pdf](#)

口頭弁論では裁判から鳥取市側に条例の文面を提出するように求められ、乙1から4号証はそれを受けて提出されたものです。

鳥取市の主張は、要は「同和地区は個人に関する情報」だというものです。これに対して、原告が次回の口頭弁論までに再反論するということになります。

次回口頭弁論は7月20日 10時30分です。

2012年6月15日・カテゴリー [訴訟](#)

[コメント\(0\)](#)

「同和と在日」電子版2012年6月号発売

「同和と在日」電子版2012年6月号発売しました

[ツイート](#)

平成24年(行ウ)第3号 公文書開示請求拒否処分取消等請求事件等

原告 宮部慎太郎 外1名

被告 鳥取市

証拠意見書(1)

平成24年7月26日

鳥取地方裁判所民事部合議係 御中

(主任) 被告訴讼代理人 弁護士 駒井重忠



同 弁護士 西川弘康



原告らから平成24年7月5日付でなされた文書提出命令申立に対し、被告は下記のとおり釈明を求める。

記

- 1 証拠調べの必要性が認められない場合には書証の取調べを要しない（民事訴訟法181条1項）。争点との関連性が不明瞭、又は争点との関連性が乏しく、証拠調べの必要性が認められない文書提出命令申立は却下されるべきである。よって、争点を明示したうえで、争点と証明すべき事実との関連性、証拠の必要性について釈明を求める。
- 2 文書提出義務の原因として、原告らは民事訴訟法220条3号を挙げるが、当該文書が「挙証者の利益のために作成された」文書（同号前段）とする趣旨なのか、「挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成された」文書（同号後段）とする趣旨なのかを明確にされたい。
- 3 文書提出義務の原因として、原告らは民事訴訟法220条4号を挙げる

が、同号を理由とする文書提出命令申立は、書証の申出を文書提出命令申立によってする必要がある場合でなければ、することができない（同法221条2項）。よって、書証の申出を文書提出命令申立によってする必要性について釈明を求める。

以上